

## 6月1日は 「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、地域のみならずからの人権相談を受け、悩みを解決するお手伝いをしたり、人権侵犯の被害者を救済したり、地域住民のみなさんに人権について関心を持って貰えるようなさまざまな啓発活動を行っています。

町には、篠崎勝氏、竹内喜久子氏、藤沼光市氏の3名が法務大臣から委嘱されています。

### 特設人権相談

○日時 6月3日(月)

午前10時～午後3時

○場所 ふれあいセンター相談窓口

みんなの人権110番

○日時 月々金曜日(平日のみ)

午前8時30分～午後5時15分

### ○受付番号

☎0570(003)110

### 【インターネット人権相談】

URL <https://www.jinken.go.jp/>

### ○お問い合わせ

水戸地方事務局

☎029(227)9919

## 6月1日(土)から7日(金)は、 第66回「水道週間」です

水道週間のこの機会に水道についての理解を深めましょう。

### ○町の水道施設

・川妻取水場

利根川の表流水を川妻浄水場に送る施設です。

・小手指配水場

埼玉県行田浄水場で作られた水道水を受水し、川妻浄水場に送る施設です。

・川妻浄水場

川妻取水場から送られてきた利根川の表流水を浄水処理した水道水と、小手指配水場を経由して送られてきた埼玉県

の水道水を各家庭に配水する施設です。

### ○水道の届出はお早め

次のような場合は届出が必要になりますので、上下水道課までご連絡をお願いします。

- ①水道を開始するとき
- ・町内で転居するとき
- ・アパートに入居するとき
- ・一時中止していた水道の使用を再開するとき
- ②水道を休止するとき
- ・町内へ転居するとき
- ・町外へ転出するとき
- ・長期不在となるとき
- ③使用者を変更するとき

- ・使用者が死亡したとき
- ・使用者が代わったとき
- 水道メーターの検針

正確な検針を行うためにご協力をお願いします。

水道メーターボックスの上には物を置かないください。

水道メーターボックスの中はいつもきれいにしてください。

・犬は放し飼いにしないで水道メーターボックスから離して繋いでください。

・家の増改築のとき水道メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。

### ○飲料水の確保

災害が発生した場合、行政等による救援体制が整うまでに、およそ3日間を要するといわれています。それまでは、各家庭で備蓄している飲料水等で生命を維持しなければなりません。

万が一の災害に備えて、皆さんのご家庭でも、一人あたり1日3ℓの飲料水を3日分備蓄しましょう。

### ○お問い合わせ

上下水道課 水道G

☎(84)3000(直通)

## 6月は「環境月間」です

環境問題は、私たち一人ひとりに課せられた身近な課題です。

特に、温室効果ガスが大量に増えたことによる「地球温暖化問題」は年々深刻化しています。

家庭から出る温室効果ガスの量は年々増加しており、気温の上昇を抑えるには、私たちが日頃の生活でどれだけ温室効果ガスを出さないようにできるかにかかっています。

温室効果ガスを抑えるために例えば、エネルギーを効率的に使って消費量を節約する「省エネルギー製品」に換えることで、環境への負担が少なく、地球温暖化防止に役立ちます。

町公式ホームページでは、温暖化対策のヒントを提案しています。ご覧いただきできることから取り組んでみてください。



### ○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G

☎(84)3618

## 令和6年度転作現地確認

今年度の現地確認については、経営所得安定対策直接支払交付金(転作交付金)の申請をした農業者の転作ほ場を確認します。第1回目の転作現地確認を6月3日(月)から6月28日(金)まで実施します。

### ○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582(直通)

## 空き地の適正な管理をお願いします

空き地に雑草や枯草が繁茂すると、害虫や火災が発生しやすくなったり、ごみ等の不法投棄を招いたりします。

町では、良好な環境を保全するために、「五霞町空き地の雑草等の除去に関する条例」を定めています。

空き地の所有者(管理者)は、雑草の刈り取りを行うなどして、土地の適正管理に努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

### ○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G

☎(84)3618(直通)